

島原市教育委員会

議案集

第83号議案 島原市奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

令和元年12月10日 定例会

第83号議案

島原市奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

島原市奨学金貸付条例施行規則（平成29年島原市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第2項中「もの」を「者」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 条例第15条第4号に該当する出願者は、高校等の学習成績の評定（5段階評価）の平均値が4.0以上の者とする。

第5条第5号を削り、第6号を第5号に改める。

様式第1号の2を次のよう（別紙）に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和元年12月10日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

ふるさと奨学生の申請者の増加を図るため出願者対象要件等所要の改正を行うとともに、字句の表記の改正を行おうとするもの。

別紙

様式第1号の2(第5条関係)

※箇所は○を付けて下さい。

奨学生願書		【奨学金の種類】 ふるさとにもどってこね奨学金		受付整理番号	奨学生番号		
ふりがな		※ 男・女	在学学校名				
志願者 氏名							
本人住所 〒		学 年	第 学年				
電 話 - - (携帯電話 - -)		学部学科	学部 学科				
平成 年 月 日 生		修業年限	正規の最短修業年限 年				
家族住所 〒		修業期間	年 月 日 入学				
電 話 - - (携帯電話 - -)			年 月 日 卒業(見込)				
同一生計の家族	続柄	氏名 (家計支持者は、□内に○)	※同居・別居の別	年齢	※所得の種類	職業・勤務先	所得金額 (税込)
	父	□	同・別		給与・給与外・無収入		
	母	□	同・別		給与・給与外・無収入		
		□	同・別		給与・給与外・無収入		
		□	同・別		給与・給与外・無収入		
		□	同・別		給与・給与外・無収入		
修学者	続柄	氏名	年齢	※通学別	※学校種別		学年
	本人			自宅・自宅外	※国公・私	※小・中・高・高専・専修(高等)・専修(専門)・短大・大学・大学院	学年
				自宅・自宅外	※国公・私	※小・中・高・高専・専修(高等)・専修(専門)・短大・大学・大学院	学年
				自宅・自宅外	※国公・私	※小・中・高・高専・専修(高等)・専修(専門)・短大・大学・大学院	学年
				自宅・自宅外	※国公・私	※小・中・高・高専・専修(高等)・専修(専門)・短大・大学・大学院	学年
奨学金を希望する理由	奨学金を希望するに至った家庭事情や、その他特に説明を要することを詳しく記入して下さい。				他奨学金申込み等の状況	現在、 〔 〕 の奨学生である。	
						日本学生支援機構 又は 〔 〕 へ 出願中・出願予定 である。	
その他	大学等を卒業後、島原市に帰郷し活躍したいという志を記述した作文を添付すること。 ※ 400字詰め原稿用紙2枚～3枚程度(1200字以内)						

島原市奨学金の貸付けを受けたいので、上記のとおり願ひ出ます。

年 月 日

島原市教育委員会 様

本人氏名
(自署)



第一連帯保証人 氏名
(自署)



1. 制度概要

◆ 目的

経済的理由により修学が困難な者に奨学金を貸し付け、有為な人材の育成を図るとともに、一定要件のもと償還を免除することで修学を容易にし、市内への定住促進を図る。

◆ 貸付対象学校

大学（大学院を除く）、短期大学、専修学校専門課程 ※通信制教育を除く

◆ 出願資格

以下①～⑤の要件すべて満たす者

- | |
|---|
| ① 本人又は法定代理人が本市に住所を有し、市税の滞納がない者 |
| ② 申請年度に大学等に新入学した在学学生 |
| ③ 経済的理由により修学が困難な者 |
| ④ 学業成績が次のいずれかの要件を満たし、かつ品行方正な者 |
| ・センター試験の受験科目のうち、国語、数学、外国語の合計得点が満点の80%以上 |
| ・高校等の学習成績の5段階評価の平均値が4.3以上 |
| ⑤ 卒業後、市内に帰郷し就業する意思がある者 |

◆ 貸付期間、貸付額、利息

正規の修業期間に月額5万円を無利子で貸し付ける。

◆ 償還の猶予・免除

大学等（大学院を含む）を卒業後、3年以内に本市に住所を有し、かつ、継続して就業している者に、その間償還を猶予し、猶予期間が5年を超える場合、当該債務の全額を免除する。

ただし、猶予期間中に猶予要件を欠くこととなった場合、猶予が取り消され、貸付期間の2倍に相当する期間内に貸付金額の全額を償還しなければならない。

◆ 創設・制度開始

平成28年12月定例会で条例可決、平成29年1月25日施行 平成29年度から貸付開始

2. 出願及び貸与実績

年度	出願者数	志願者内訳	認定	不認定	理由
平成29	7人	大学生:7人	2人	5人	所得基準超過 2人 選考 3人
平成30	2人	短期大学生:1人 専門学校生:1人	2人		
平成31	3人	大学生:3人	2人	1人	成績基準未滿

3. 課題等

制度開始初年度の平成29年度は、7人の出願があったが、昨年度は2人、本年度は3人と出願者が少ない状況が続いている。採用の適否を審査する教育委員会の附属機関であるもどってこんね奨学生審議委員会の委員からも学力基準の見直しを求める意見が出されている。

4. 学力基準の見直しの留意点

◆ 現在の要件・・・下記①②のいずれかを満たすこと

A) センター試験の国語、数学、外国語の合計得点が満点の80%以上

B) 高校等の学習成績の5段階評価の平均値が4.3以上

過去3年間、Aを満たす要件での出願は例がなく、全員がBの基準を満たす者として出願



Aの要件を設けることに必要性・妥当性があるか。

◆ 奨学生審議委員会委員の主な意見

- ・ センター試験の80%は九州大学レベルで要件としては厳しい。長崎大学で67%、福岡教育大学で65%程度。センター試験は全国平均が60%となることを想定して問題が作成されている。
- ・ 「大学進学時には、まだ将来設計が不透明で地元に戻ってくるかどうか分からない」というのが、出願者が少ない理由ではないか。
- ・ 制度（学力基準）を変えたとしたら5段階評定の部分だと思う。
- ・ 学力基準のセンター80%以上と評定4.3以上は、かけ離れすぎている。ハードルをもう少し下げても良いのではないか。
- ・ 国の給付型でも評定基準は3.5以上とされており、3.5未満の場合でもレポートを提出することで採用されることがある。国の制度を参考に見直してもらいたい。
- ・ 国立大学に入学できたということは、ある程度の学力を有していると言う事であり、そうした優秀な学生がもどってきて就職したい業種となると市内では難しい。(自営業や福祉関係等限定される)
- ・ 国や県の制度参考に制度を見直して欲しい。

◆ 他の奨学金の学力基準・月額貸与(給付)額

- ・ 日本学生支援機構 給付型

学力基準) 以下の①.もしくは②のいずれかに該当する場合

①.高等学校等における全履修科目の評定平均値が、5段階評価で3.5以上であること

②.将来、社会で自立し活躍する目標をもって進学しようとする大学等における学修意欲を有すること。➡ 確認は、高等学校等において面談の実施又はレポートの提出等により実施

給付額) 国公立・自宅外の場合 年収により 最高 66,700 円(住民税非課税)～最低 22,300 円

- ・ 日本学生支援機構 第一種(無利子) 貸与型

学力基準) 3.5 以上(住民税非課税世帯は学力基準なし) 貸与額) 国公立・自宅外 51,000 円

島原市奨学金貸付条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）

第 2 章 貸付型奨学金（第 5 条—第 14 条）

第 3 章 ふるさともどってこんね奨学金（第 15 条—第 20 条）

第 4 章 雑則（第 21 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、経済的理由により修学が困難な者に奨学金を貸し付け、有為な人材の育成を図るとともに、市内に帰郷し就業する場合にはその償還を免除することにより、修学を容易にし、もって市内への定住促進に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 高校等 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号。以下「法」という。）に規定する学校のうち、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校及び専修学校の高等課程をいう。ただし、通信教育を除く。
- （2） 大学等 法に規定する学校のうち、大学、短期大学及び専修学校の専門課程をいう。ただし、通信教育を除く。

（奨学金の種類）

第 3 条 奨学金の種類は、次に掲げるものとする。

- （1） 貸付型奨学金 高校等又は大学等に進学する者に貸し付ける奨学金をいう。
- （2） ふるさともどってこんね奨学金 大学等に進学する者に貸し付ける奨学金で、大学等（大学院を含む。）を卒業後、市内に帰郷し就業する意志がある者に対しては、一定期間の定住及び就業を条件に償還を免除できる奨学金をいう。

（併給の禁止）

第 4 条 貸付型奨学金とふるさともどってこんね奨学金の貸付を同時に受けることは、できない

ものとする。

第2章 貸付型奨学金

(奨学生の資格)

第5条 貸付型奨学金（以下「奨学金」という。）の貸付を受ける者（以下「奨学生」という。）

は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本人又は法定代理人が本市に住所を有し、市税の滞納がない者
- (2) 高校等又は大学等に在学している者
- (3) 経済的理由により修学が困難である者
- (4) 学業成績が良好で品行方正である者

(奨学金の額)

第6条 奨学金の額は、次に定めるとおりとし、無利子とする。

- (1) 高校等（高等専門学校を除く。） 月額15,000円
- (2) 高等専門学校 月額25,000円
- (3) 大学等 月額25,000円

(奨学金の貸付期間)

第7条 奨学金の貸付期間は、奨学生が在学する高校等又は大学等の正規の修業期間とする。

2 奨学生が正当な理由で休学したときは、休学中は貸付を休止する。

(奨学生の申請)

第8条 奨学生を希望する者は、規則で定めるところにより、教育委員会に申請しなければならない。

(審議委員会)

第9条 奨学金の貸付に関する事項を審議するため、奨学生審議委員会（以下「審議委員会」という。）を置く。

2 審議委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

3 委員は、教育委員会が委嘱する。

4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(資格決定等)

第10条 奨学生の資格の決定等は、審議委員会の審議を経て教育委員会が決定する。

2 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学生の資格を停止し、又は取り消すことができる。

- (1) 負傷、疾病等のため学業を続ける見込みがないとき。
- (2) 学業成績又は品行が不良となったとき。
- (3) 奨学金を必要とする理由がなくなったとき。
- (4) 休学、転学等の理由が正当でないと認めるとき。
- (5) その他奨学生として適当でないと認めるとき。

(奨学金の辞退)

第11条 奨学生は、いつでも奨学金の辞退を教育委員会に申し出ることができる。

(奨学金の償還)

第12条 奨学金は、高校等又は大学等（大学院を含む。）を卒業した日の属する月（奨学生の資格を取り消されたとき、又は奨学生を辞退したときにあつては、その日の属する月）の翌月から起算して6か月を経過した後、貸付を受けた期間の2倍に相当する期間内に月賦又は半年賦の方法で全額を償還しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず必要に応じ、その全部又は一部を繰り上げて償還することができる。
- 3 教育委員会は、奨学金を貸付の目的以外に使用したとき、又は貸付条件に従わなかったときは、その全部又は一部を繰り上げて償還させることができる。

(償還の猶予)

第13条 奨学生であった者が次の各号のいずれかに該当するときは、申出により相当の期間、奨学金の償還を猶予することができる。

- (1) 災害、負傷又は疾病その他やむを得ない事情により償還が困難と認められるとき。
- (2) 大学等又は大学院に在学しているとき。

(償還の免除)

第14条 奨学生又は奨学生であった者が奨学金の償還完了前に死亡又は著しい心身の障害その他やむを得ない事情が生じ、かつ、第一連帯保証人及び第二連帯保証人に特に考慮すべき事情があると認められるときは、奨学金の全部又は一部の償還を免除することができる。

第3章 ふるさとにもどってこんね奨学金

(ふるさと奨学生の資格)

第15条 ふるさとにもどってこんね奨学金（以下「ふるさと奨学金」という。）の貸付を受ける者（以下「ふるさと奨学生」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本人又は法定代理人が本市に住所を有し、市税の滞納がない者
 - (2) 大学等に在学している者（申請年度新入学した者に限る。）
 - (3) 経済的理由により修学が困難である者
 - (4) 学業成績が優秀で品行方正である者
 - (5) 大学等を卒業後市内に帰郷し、就業する意志がある者
- （ふるさと奨学金の額）

第16条 ふるさと奨学金の額は、月額50,000円とし、無利子とする。

（ふるさとにもどってこんね奨学生審議委員会）

第17条 ふるさと奨学金の貸付に関する事項を審議するため、ふるさとにもどってこんね奨学生審議委員会を置く。

- 2 ふるさとにもどってこんね奨学生審議委員会は、10人以内の委員をもって組織する。
- 3 委員は、教育委員会が委嘱する。
- 4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、ふるさとにもどってこんね奨学生審議委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（償還の猶予）

第18条 ふるさと奨学生であった者が次の各号のいずれかに該当するときは申出により相当の期間、ふるさと奨学金の償還を猶予することができる。

- (1) 災害、負傷又は疾病その他やむを得ない事情により償還が困難と認められるとき。
- (2) 大学等又は大学院に在学しているとき。
- (3) 大学等又は大学院を卒業した日の属する月の翌月から起算して3年以内に本市に住所を有し、かつ、継続して就業しているとき。ただし、市税の滞納がある場合を除く。
- (4) その他教育委員会が特に必要があると認めるとき。

（償還の免除）

第19条 ふるさと奨学生又はふるさと奨学生であった者が、次のいずれかに該当するときは、ふるさと奨学金の全部又は一部の償還を免除することができる。

- (1) ふるさと奨学金の償還完了前に死亡又は著しい心身の障害その他やむを得ない事情が生じ、かつ、第一連帯保証人及び第二連帯保証人に特に考慮すべき事情があると認められるとき。
- (2) 前条第3号の猶予期間が継続して5年を超えるとき。

(3) その他教育委員会が特に必要があると認めるとき。

(準用)

第20条 第7条、第8条、第10条、第11条及び第12条の規定は、ふるさと奨学金の貸付について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第7条（見出しを含む。） 第10条 第11条（見出しを含む。） 第12条（見出しを含む。）	奨学金	ふるさと奨学金
第7条 第8条（見出しを含む。） 第10条、第11条及び第12条	奨学生	ふるさと奨学生
第7条	高校等又は大学等	大学等
第10条	審議委員会	ふるさとにもどってこんね奨学生審議委員会
第12条	高校等又は大学等（大学院を含む。）	大学等（大学院を含む。）
第12条	6か月	3年

第4章 雑則

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(島原市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

2 島原市報酬及び費用弁償条例（昭和31年島原市条例第19号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(島原市奨学金貸付基金条例の一部改正)

3 島原市奨学金貸付基金条例（平成17年島原市条例第70号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(島原市奨学金貸付基金条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に前項の規定による改正前の島原市奨学金貸付基金条例（以下「旧条例」という。）又は有明町奨学資金貸付基金条例（昭和39年有明町条例第18号。以下「有明町条例」という。）の規定により奨学金又は奨学資金（以下これらを「奨学金等」という。）の貸付を受けた者及び施行日に現に旧条例又は有明町条例の規定により奨学金等の貸付を受けている者に係る当該奨学金等の貸付及び償還については、当該奨学金等の償還が終了するまでの間は、なお、従前の例による。
- 5 施行日前に旧条例又は有明町条例の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

島原市奨学金貸付条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、島原市奨学金貸付条例（平成29年島原市条例第 2 号。以下「条例」という。）第21条の規定により、条例の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(奨学金の対象者の要件)

第 3 条 条例第 5 条第 3 号又は条例第15条第 3 号に該当する者は、条例第 3 条に規定する奨学金の貸付を希望する者（以下「申請者」という。）の家計支持者（原則として法定代理人とする。）の前年の収入金額を基礎として算出した総所得金額が、教育委員会が別に定める基準以下であるものとする。

2 条例第 5 条第 4 号に該当する高校等及び大学等の出願者は、それぞれ次の各号を満たすものとする。

(1) 高校等の出願者 中学校又は高校等の学習成績の評定（5段階評価）の平均値が3.0以上

(2) 大学等の出願者 第 1 学年に在学する者は、高校等の学習成績の評定（5段階評価）の平均値が3.5以上、第 2 学年以上に在学する者は、在学する大学等の学習成績が教育委員会が別に定める基準以上

3 条例第15条第 4 号に該当する大学等の出願者は、次の各号のいずれかを満たすものとする。

(1) 直近の独立行政法人大学入試センター法（平成11年法律第166号）第13条第 1 項第 1 号の試験（以下「センター試験」という。）の受験科目のうち、国語、数学、外国語の合計得点が満点の80%以上

(2) 高校等の学習成績の評定（5段階評価）の平均値が4.3以上

(連帯保証人)

第 4 条 奨学金の貸与を受けようとする者は、2 人の連帯保証人（以下「保証人等」という。）を立てなければならない。

2 保証人等のうち第一連帯保証人は、本人の父母、兄弟又はこれに代わる者（当該学生の法定代理人）でなければならない。

3 第二連帯保証人は、本市に住所を有する成人で独立の生計を営み、かつ、保証能力を有すると

教育委員会が認める者でなければならない。ただし、特別の事情があると認められる場合には、市外居住者とすることができる。

- 4 保証人等は、奨学金の償還に関する一切の責任を負い、かつ、身元を保証しなければならない。
(奨学生の申請)

第5条 申請者は、第一連帯保証人と連署した奨学生願書（様式第1号又は様式第1号の2）に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 奨学生推薦調書（様式第2号）
- (2) 高校等又は大学等に在学することを証明する書類
- (3) 申請者及び申請者と生計を一にする者の住民票謄本及び所得証明書
- (4) 申請者及び申請者と生計を一にする者の市税の滞納がないことを証明する納税証明書（様式第3号）
- (5) センター試験の成績結果通知書（条例第15条のふるさと奨学生を希望する者で、センター試験を受験した者に限る。）
- (6) その他教育委員会が必要と認める書類
(審議委員会)

第6条 条例第9条の奨学生審議委員会（以下「審議委員会」という。）及び条例第17条のふるさとにもどってこね奨学生審議委員会（以下「ふるさと審議委員会」という。）に、それぞれ委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は委員の互選による。
- 3 各委員長は、審議委員会又はふるさと審議委員会を招集し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
(審議事項)

第7条 審議委員会は、次の各号に掲げる事項を審議するものとする。

- (1) 条例第10条の規定による奨学生の資格決定等
 - (2) 条例第13条の規定による奨学金の償還猶予
 - (3) 条例第14条の規定による奨学金の償還免除
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、奨学金の貸付に関する必要な事項
- 2 ふるさと審議委員会は、次の各号に掲げる事項を審議するものとする。
- (1) 条例第15条の規定によるふるさと奨学生の資格決定等
 - (2) 条例第18条の規定によるふるさと奨学金の償還猶予

(3) 条例第19条の規定によるふるさと奨学金の償還免除

(4) 前各号に掲げるもののほか、ふるさと奨学金の貸付に関する必要な事項

3 審議委員会及びふるさと審議委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは各委員長がこれを決する。

(奨学生の決定)

第8条 条例第10条の規定による奨学生の決定等の結果は、奨学生採用決定通知書（様式第4号）又は奨学生不採用決定通知書（様式第4号の2）により本人に通知する。

(誓約書等の提出)

第9条 奨学生は、前条の奨学生採用決定通知書を受領したときは、速やかに保証人等2人が連署した誓約書（様式第5号）及び奨学金貸与明細書（様式第6号）を教育委員会に提出しなければならない。

(貸付対象期間の延長)

第10条 教育委員会は、条例第7条第2項の規定により奨学生が正当な理由で休学したときその他やむを得ない理由があるときは、奨学生の申出により、貸付対象期間を延長することができる。

2 前項の申出は、保証人等と連署した奨学金貸付対象期間延長願（様式第7号）を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の奨学金貸付対象期間延長願が提出されたときは、その内容を審査し、必要と認めるときは、休学等の期間の貸付を休止し、貸付対象期間を延長することができる。

4 教育委員会は、前項の規定により貸付対象期間の延長を決定したときは奨学金貸付対象期間延長決定通知書（様式第8号）により、本人又は保証人等に通知するものとする。

(奨学金の交付)

第11条 奨学金は、原則として毎年度4月、7月、10月及び1月の4期に分けて、本人に交付する。ただし、特別の事情があるときは、これによらないことができる。

(資格の取消しの通知)

第12条 教育委員会は、条例第10条第2項の規定により奨学生の資格を取り消したときは、奨学生資格取消決定通知書（様式第9号）により、本人又は保証人等に通知するものとする。

(在学証明書等の提出)

第13条 奨学生は、毎年度（奨学生に採用された年度を除く。）4月末日までに、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。

(1) 在学証明書

- (2) 前年度の学業成績証明書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類
(借用証書等の提出)

第14条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付を受けた奨学金について保証人等が連署した奨学金借用証書（様式第10号）及び奨学金償還明細書（様式第11号）を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 奨学金の貸付期間が満了したとき。
- (2) 奨学生の資格を取り消されたとき。
- (3) 奨学金の貸付を辞退したとき。
- (4) 死亡又は失踪したとき。

2 前項の保証人等は、原則として誓約書に連署した者とする。

3 本人が死亡、失踪又は疾病等の理由により届け出ることができないときは、相続人又は保証人等が届け出なければならない。

(償還の猶予)

第15条 条例第13条又は条例第18条の規定に基づき奨学金の償還の猶予を申し出る者は、奨学金償還猶予願（様式第12号）を教育委員会が必要と認める書類を添えて、教育委員会に提出し承認を得なければならない。

2 教育委員会は、前項の規定により奨学金償還猶予願の提出があったときは、これを審査し、その結果を奨学金償還猶予決定通知書（様式第13号）により本人又は保証人等に通知するものとする。

3 条例第13条又は条例第18条の規定に基づく災害、負傷又は疾病その他やむを得ない事情により償還が困難な場合の償還猶予期間は、猶予決定の日から1年以内とし、更にその事情が継続するときは、奨学金償還猶予期間延長願（様式第14号）により重ねて1年ずつ延長することができる。ただし、猶予の期間は5年を限度とする。

4 教育委員会は、前項の奨学金償還猶予期間延長願が提出されたときは、その内容を審査し、償還猶予期間の延長を決定したときは、奨学金償還猶予期間延長決定通知書（様式第15号）により、本人又は保証人等に通知するものとする。

5 条例第18条第3号の規定に基づき償還の猶予を受けようとする者は、条例第10条第2項の規定による資格の取消しを受けることなく大学等を卒業した者とする。

6 条例第13条又は条例第18条の規定に基づき償還の猶予を受けた者は、その猶予期間中毎年度、

教育委員会が別に定める日までに、奨学生現況報告書（様式第16号）を教育委員会に提出しなければならない。

- 7 条例第13条又は条例第18条の規定に基づき償還の猶予を受けた者は、猶予期間中に猶予要件を欠くこととなったときは、奨学金償還猶予要件喪失届（様式第17号）により速やかにその旨を教育委員会に届出なければならない。
- 8 教育委員会は、前項の届出を受けたときは、奨学金償還猶予取消決定通知書（様式第18号）により、本人又は保証人等に通知するものとする。この場合において、償還の猶予を受けた者は、当該要件を欠くこととなった日の属する月の翌月から貸付を受けた期間の2倍に相当する期間内に月賦又は半年賦の方法で全額を償還しなければならない。
- 9 教育委員会は、条例第13条又は条例第18条の規定に基づき奨学金償還猶予願の提出があったときは、審議委員会に諮ることができる。

（償還の免除）

第16条 奨学生又は奨学生であった者が、奨学金の償還未済額について免除を願い出るときは、条例第14条又は条例第19条の規定に基づき、奨学金償還免除願（様式第19号）を教育委員会に提出し承認を得なければならない。

- 2 教育委員会は、前項の規定により奨学金償還免除願の提出があったときは、これを審査し、その結果を奨学金償還免除決定通知書（様式第20号）により本人又は保証人等に通知するものとする。
- 3 条例第19条第2号の規定に基づき、奨学金償還免除願を提出するときは、市税の滞納がないことを証明する納税証明書及び条例第18条第3号の期間における就業状況が確認できる書類を提出しなければならない。
- 4 条例第19条第2号で引用する条例第18条第3項の住所については、本市に住所を有し、実際に居住している者とする。
- 5 条例第19条第2号で引用する条例第18条第3項の就業については、以下の各号のとおりとする。ただし、アルバイト等の非正規雇用を除くものとする。

（1） 市内又は市外に主たる事業所を有する法人又は団体において就業する者（短時間労働者（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第110条第3項に規定する短時間労働者をいう。））その他教育委員会が定める者を除く。

（2） 市内又は市外において個人で農業、林業その他の事業を営む者又はその事業専従者（所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第3項に規定する事業専従者をいう。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会がこれらに相当すると認める者

6 教育委員会は、第2項の審査の際、必要と認めるときは審議委員会に諮るものとする。

(異動届出)

第17条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、保証人等と連署して速やかに当該各号に定める書類を教育委員会に提出しなければならない。

(1) 休学したとき 休学届及び奨学金貸付休止願 (様式第21号)

(2) 復学したとき 復学届及び奨学金貸付復活願 (様式第22号)

(3) 転学したとき 転学届及び奨学金継続願 (様式第23号)

(4) 退学したとき 退学届 (様式第24号)

(5) 奨学生を辞退するとき 奨学金貸付辞退届 (様式第25号)

(6) 本人又は保証人等の住所、姓名に変更があったとき 住所(姓名)変更届 (様式第26号)

(7) 本人が死亡又は失踪したとき 奨学生死亡(失踪)届 (様式第27号)

(8) 保証人等が死亡又は保証人等としての資格を欠いたとき 保証人等変更届 (様式第28号)

2 本人が死亡、失踪又は疾病等の理由により届け出ることができないときは、相続人又は保証人等が届け出なければならない。

3 教育委員会は、第1項第1号から第3号までの申出について、決定をしたときは、奨学金貸付(休止・復活・継続)決定通知書(様式第29号)によりその旨を通知し、当該決定の日の属する月の翌月からその措置を行うものとする。

(貸付対象者の要件を証明する書類の提出)

第18条 奨学生は、教育委員会が必要と認めるときは、条例第5条又は条例第15条各号に掲げる貸付対象者の要件に該当することを証明する書類を教育委員会に提出しなければならない。

(準用)

第19条 第2条から第5条まで及び第8条から前条までの規定は、ふるさとにもどってこね奨学金の貸付について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条見出し、第4条、第11条(見出しを含む。)、第14条、第15条及び第16条	奨学金	ふるさとにもどってこね奨学金
第5条見出し、第8条(見出しを含む。)、第9条、第10条、第12条、第13条、第14条、	奨学生	ふるさとにもどってこね奨学生

第16条、第17条及び第18条		
第15条及び第16条	審議委員会	ふるさとにもどってこんね審議 委員会

(委任)

第20条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(島原市奨学金貸付基金条例施行規則の廃止)

2 島原市奨学金貸付基金条例施行規則（平成17年教育委員会規則第16号）は、廃止する。

(島原市奨学金貸付基金条例施行規則の廃止に伴う経過措置)

3 この規則の規定は、この規則の施行日以後に奨学生となる者から適用し、同日前に奨学生となっている者については、なお従前の例による。